

アセットマネジメント One、東証REIT指数に 連動するETFを東証に上場予定

アセットマネジメントOne株式会社（東京都千代田区、取締役社長 菅野暁、以下「AM-One」）は、東証REIT指数に連動する投資成果をめざす以下のETFを2019年8月15日に東京証券取引所へ上場します。

銘柄コード	銘柄名	連動対象指数
2556	One ETF 東証REIT指数	東証REIT指数

「One ETF 東証REIT指数」が連動対象とする「東証REIT指数」は、東京証券取引所に上場している不動産投信(J-REIT)全銘柄を対象とした、浮動株ベースの時価総額加重型の指数です。2019年6月末時点での組入銘柄数は63銘柄で、当ETFを購入することでそれら全てのREITに投資するのと同じ効果が期待できます。また、「One ETF 東証REIT指数」は、東証REIT指数に連動する多くのETFの中で信託報酬のうち品貸料にかかる部分以外についての料率は、比較的低水準に設定しています。

なお、投資対象とするREITは、株式と債券の中間的なリスクとリターンの特徴を持ち、比較的高い配当利回りが期待できる商品として市場規模を拡大してきました。

AM-Oneはこれからも、ETFラインナップの拡充等様々な投資機会の提供を行うことで、個人投資家の皆さまの資産形成に資する運用サービスの提供に努めてまいります。

以上

【取引所における売買時のファンド概要】

商品分類	追加型投信/国内/不動産投信/ETF/インデックス型
銘柄コード	2556
上場市場	東京証券取引所
取引所 売買単位	10口単位
上場日	2019年8月15日(予定)
信託期間	無期限(設定日:2019年8月14日(予定))
決算日	毎年1月、4月、7月および10月の各8日(初回決算日:2019年10月8日)
収益分配	経費控除後の配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)の全額を分配することを原則とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

【設定・交換時のファンド概要】

※取引所で売買をされる投資者の皆さまには該当いたしません。

申込締切時間	原則として正午までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います(お申込みがこれを経過した場合は翌営業日受付とします。)。※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
取得価額	当初申込期間:1口につき当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額(円未満切り上げ) 継続申込期間:取得申込受付日の基準価額(当ファンドの基準価額は100口当たりで表示されます。)
取得単位	1ユニット以上1ユニット単位とします。 「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託会社が想定する現物不動産投資信託証券ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。 取得申込口数は、100口の整数倍とし、現物不動産投資信託証券ポートフォリオ1単位の評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、取得申込受付日に委託会社が定めます。 ※委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込日に適用される現物不動産投資信託証券ポートフォリオの銘柄および数量を提示します。
交換価額	交換請求受付日の基準価額
交換単位	委託会社が定める口数(最小交換口数)の整数倍 ※「最小交換口数」は、委託会社が交換請求受付日の3営業日前までに提示します。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

<基準価額の変動要因>

リートの価格変動リスク	リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の減失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。
金利変動リスク	金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。また、当ファンドが投資するリートが資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該リートの利益を減少させることがあり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。
信用リスク	有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場

	合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。
--	---

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

【ファンドの費用等】

当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

取引所における売買時にご負担いただく費用															
売買委託手数料	取扱い第一種金融商品取引業者（証券会社）が独自に定める額 ※詳しくは取扱会社にお問い合わせください。														
信託財産留保額	ありません。														
設定・交換される場合に直接ご負担いただく費用															
購入時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。														
換金時手数料	販売会社が定める額 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 （信託報酬）	ファンド	<p>委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。</p> <p>①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1674% * (税抜0.155%) 以内の率を乗じて得た額 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 ※有価証券届出書提出日（2019年7月25日）現在は、年率0.1674% * (税抜0.155%) になります。配分は以下の通りです。 *消費税率が10%になった場合は、年率0.1705%となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳（税抜）</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">委託会社</td> <td>年率</td> <td rowspan="2">信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>0.130%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率率</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.025%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料に54% * (税抜50%) 以内の率を乗じた額につき、委託会社と受託会社で折半します。 *消費税率が10%になった場合は、55%となります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p>	支払先	内訳（税抜）	主な役務	委託会社	年率	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	0.130%	受託会社	年率率	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価		0.025%	
支払先	内訳（税抜）	主な役務													
委託会社	年率	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価													
	0.130%														
受託会社	年率率	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価													
	0.025%														
その他費用・手数料	<p>その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <p>①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。</p> <p>②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。</p> <p>③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。</p> <p>④受益権の上場にかかる費用（上場審査料（54万円*1（税抜50万円））、新規上場料（新規上場時の純資産総額に対して0.0081%*2（税抜0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して0.0081%*2（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末</p>														

の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して0.0081%*2 (税抜0.0075%)) は、信託財産から支払うことができるものとします。
 *1 消費税率が10%になった場合は、55万円となります。
 *2 消費税率が10%になった場合は、0.00825%となります。
 ※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
 ※有価証券届出書提出日 (2019年7月25日) 現在。
 ※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

【ご注意事項】

- ・当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- ・当ファンドを金融商品取引所で売買される場合には、お申込みになる証券会社より交付される契約締結前交付書面または上場有価証券等書面の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ・信託の設定の申込みの場合には、投資信託説明書 (交付目論見書) を販売会社 (指定参加者) よりお渡しいたしますので、内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。また、投資信託説明書 (交付目論見書) は、アセットマネジメントOne株式会社のホームページでご覧になれます。
- ・当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資をします。そのため、連動対象である株価指数の変動、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額、市場取引価格は変動します。
- ・投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、市場取引価格または基準価額の下落により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は預金等や保険契約ではありません。
- ・当資料における内容は作成時点 (2019年7月25日) のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

【委託会社およびファンドの関係法人】

- <委託会社> アセットマネジメント One 株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 324 号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社> みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社> 委託会社にお問い合わせください。

【アセットマネジメントOneについて】

アセットマネジメントOne株式会社は、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社 (以下、総称して「統合4社」) が統合し、2016年10月1日に発足した資産運用会社です。「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域における運用資産残高は約52兆円と国内有数の規模を誇ります。

統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、資産運用のプロフェッショナルとして、グローバル運用リサーチ体制に支えられた伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家の多様な運用ニーズに対し、最高水準のソリューションの提供をめざします。

HP : <http://www.am-one.co.jp/>

※運用資産残高は2019年3月末時点。

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第324号

加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【指数の著作権等について】

①東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所 (以下「(株)東京証券取引所」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有していま

す。

②(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証 R E I T 指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証 R E I T 指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

③(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値および東証 R E I T 指数の商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証 R E I T 指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、(株)東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤当ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

⑥(株)東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

⑦(株)東京証券取引所は、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、東証 R E I T 指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。